

第七十七回  
国会

参議院公害対策及び環境保全特別委員会会議録第三号

昭和五十一年三月三十一日(水曜日)

午後三時十一分開会

委員の異動

三月三十一日

辞任

青木 一男君  
宮田 輝君  
金井 元彦君  
近藤 忠孝君

補欠選任

山本茂一郎君  
高橋 邦雄君  
石本 茂君  
小巻 敏雄君

出席者は左のとおり。

委員長 藤田 進君  
理事 原 文兵衛君  
森下 泰君  
矢田部 理君  
小平 芳平君

委員

石本 茂君  
井上 吉夫君  
菅野 儀作君  
高橋 邦雄君  
藤井 丙午君  
山本茂一郎君  
山内 一郎君  
青木 新次君  
粕谷 照美君  
鶴岡 哲夫君  
内田 善利君  
沓脱タケ子君  
小巻 敏雄君  
三治 重信君

国務大臣

(国務大臣  
環境庁長官)

小沢 辰男君

政府委員

|                |                  |                 |                  |                    |                 |
|----------------|------------------|-----------------|------------------|--------------------|-----------------|
| 環境庁長官官房 金子 太郎君 | 環境庁企画調整局長 柳瀬 孝吉君 | 環境庁企画調整局長 野津 聖君 | 環境庁大気保全局長 橋本 道夫君 | 通商産業大臣官房審議官 伊藤 和夫君 | 常任委員会専門員 中原 武夫君 |
|----------------|------------------|-----------------|------------------|--------------------|-----------------|

本日 の 会議 に 付 した 案件

○公害健康被害補償法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

〔理事矢田部理君委員長席に着く〕

○理事(矢田部理君) それではただいまから公害対策及び環境保全特別委員会を開会いたします。委員長には所用がございますので、委員長が出席されるまで委託を受けて、私が委員長の職務を行います。

最初に、委員の異動について御報告いたします。去る一月三十日、松本英一君が委員を辞任され、その補欠として青木新次君が選任されました。また、本日、青木一男君、金井元彦君、宮田輝君、近藤忠孝君が委員を辞任され、その補欠として山本茂一郎君、石本茂君、高橋邦雄君、小巻敏雄君がそれぞれ選任されました。

○理事(矢田部理君) 公害健康被害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。小沢環境庁長官。

○国務大臣(小沢辰男君) ただいま議題となりま

した公害健康被害補償法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

公害健康被害補償法は、相当範囲にわたる著しい大気汚染または水質汚濁の影響により健康が損なわれた人々に対して、その迅速かつ公正な保護を図るため、各種補償給付の支給等を実施することとしております。これらの実施に必要な費用のうち慢性気管支炎等の非特異的疾患に係るものににつきましては、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等を設置する事業者から徴収する汚染負荷量賦課金を充てるほか、自動車に係る分として、昭和四十九年度及び昭和五十年年度におきましては、自動車重量税の収入見込み額の一部に相当する金額を充てることとされてまいりました。が、今回、昭和五十一年度及び昭和五十二年年度の措置を定めるため、この法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。今回の法律案は、昭和五十一年度及び昭和五十二年年度の二年度にわたる措置として、昭和四十九年度及び昭和五十年年度に引き続き、大気汚染の原因である物質を排出する自動車に係る費用に自動車重量税の収入見込み額の一部に相当する金額を充てることとし、政府は、その金額を公害健康被害補償協会に対して交付することとしたものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに、御可決あらんことをお願い申し上げます。

○理事(矢田部理君) 沓脱君から委員長の手元に修正案が提出されております。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、本修正案を議題といたします。

○沓脱タケ子君 私は日本共産党を代表して、公害健康被害補償法の一部を改正する法律案に対するわが党の修正案の提案理由とその概要の説明を行います。

本改正案は、大気汚染による非特異的疾患に係る健康被害補償給付の支給等に必要となる費用のうち、自動車負担分については、昭和四十九、五十年年度に引き続き、五十一、五十二年度も自動車重量税の収入見込み額の一部に相当する額を充てるというものであります。

日本共産党は、この暫定措置を定めた第七十二国会での政府提出の改正案について、自動車重量税は、もともと自動車の所有者に賦課する大衆課税であり、それ自体にも反対であること、しかも、その収入見込み額の一部に相当する額を公害健康被害補償給付の支給等に充てるということは、汚染発生源である自動車を製造している企業を免罪し、その責任をユーザーに転嫁するものであること、さらに、一般財源たる自動車重量税の収入見込み額の一部に相当する額を公害健康被害補償協会に交付するということは、一般会計から支出される国費による負担となり汚染原因者負担の原則にもとることなどの問題点を指摘し、それがたとえ二年間の暫定措置であるといえども認められるわけにはいかないと反対の態度を明らかにし、修正案を提出いたしました。

当時の三木環境庁長官は、自動車に係る費用負担のあり方について今後二カ年の間に十分検討することとを言明されました。しかしながら、今回政府が提出いたしました改正案は、二年前に提案された暫定措置と何ら異なるところがなく前回と同様の措置を今後二カ年間延長するといふものであり、わが党は、前回同様これを認めるわけにはま

ありません。

そこで、わが党は、ここに再度、自動車の製造者の責任を明確にした、修正案を提出する次第であります。

以下、修正案の概要を御説明いたします。

その第一は、補償費の支給等に充てるための費用のうち、自動車負担分については、五十一、五十二年度の暫定措置として、輸入業者を含む自動車製造者から、毎月、自動車賦課金を徴収することとしたしました。

その第二に、自動車賦課金の額は、自動車の種別、総排気量、各汚染物質ごとの排出量等を勘案して政令で定める自動車の区別に従い、政令で定める一台当たりの賦課金額に、その月の出荷台数を乗じて得た額の合計額といたしました。

以上、本委員会におきましては慎重に御審議され、速やかに可決されることをお願いいたしました。日本共産党を代表しての政府提出改正案に対する修正案の提案理由説明と、政府原案に反対の意思を表明いたしました発言を終わります。

○理事(矢田部理君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○小平芳平君 私は公明党を代表して政府原案に反対の討論をいたします。

今回の改正案が、原案が成立するときに、昭和四十九年五月二十九日、当委員会でも、果たしてこうした重量税の引き当てがいかどうかということは十分議論されたわけでありました。当時政府から出席をいたしておりました城戸局長も、「私も重量税が一番いい方法であるというぐあいには考えておるわけではございません。また、結論として、『重量税の引き当て』というのが一番現実的である」ということで、二年間の暫定措置として今回改正案を提案している次第でございます。と、このように答弁をしていることは御承知のとおりであります。そしてまた、当委員会としましては、この被害補償法の一部改正が可決された段

階で五党一致して附帯決議をいたしております。

その附帯決議の第二項目には、「公害健康被害補償制度の財源のあり方について、自動車製造業者から徴収する方法、石油に着目する方法等を含めて検討すること。」、このように附帯決議を付しておりますが、その後において政府がどのような検討をされたのか、そしてまた、ただ二年間暫定的に延長するということは意図ではないかというところが反対の理由であります。

同じく附帯決議の第三には、「自動車排出ガスによる健康被害に対する影響の重大性にかんがみ、排出ガスのいわゆる昭和五十一年規制、燃料の無鉛化計画の実施について十分努力すること。」「等が附帯決議として決議されておりますが、このような点についても政府の対応が十分であったと考えられません。

そしてまた、前回の討論と重複いたしますからきわめて簡単に申し上げますが、このような重量に依りて賦課されるということは、公害寄与度や公害防除努力が反映されておらないという点、この点については、当委員会の委員派遣の際、現地へ行きましてときには、その自動車メーカーの従業員の方からも強い御意見がありました。こうした防除努力が反映されないというような現行制度、それを延長するということは反対であります。

あるいはまた、汚染原因者負担の原則が明確でない等の点であります。

そこで各脱委員の修正案についてであります。果たしてその点、いますぐそういう方向に改正できるかどうかという点については、さらに検討する必要がある点が多々あるというふうに考えますので反対の態度を表明いたします。

以上です。

○森下泰君 私は自由民主党を代表いたしました。本委員会に付託されました公害健康被害補償法の一部を改正する法律案に対し賛成であり、日本共産党提案の修正案には反対の討論をするものであります。

公害健康被害補償制度は昭和四十九年九月から実施されてまいりました。この制度は公害による健康被害者の補償問題について、従来、訴訟等により民事的に処理されてきたものを、この公害健康被害補償法に基づいて民事責任を踏まえた公的な制度を通じて迅速かつ公正に保護しようとする世界的にも先見的な制度であります。現在この制度による被認定者数は全国で約三万人となっております。この制度は公害による健康被害者の保護に大きな役割りを果たしてきているところであります。

わが自由民主党も、党内の環境部会を初めとする関係部会におきまして、公害発生源からの汚染物質排出の防除はもとより、これら被認定患者の健康回復のためのあらゆる措置を日夜検討を重ねてまいりました。その結果、被害の損害を補償しようとする本制度の性格から、移動発生源である自動車においても汚染原因者負担の原則に基づいて負担させるべきであるとの結論に達しました。その過程においていろいろの方法も考えられましたが、

一、自動車一台一台からその汚染寄与度に応じて負担を求めるのは技術的にも非常に困難であり、かつ、徴収コストの面から見しても著しく不経済である。

二、自動車燃料であるガソリンに着目しても、その蔵出し段階等で賦課する方法は転嫁の問題があるほか、当面は一般に単位走行当たり燃料を多く使用する低公害車の負担が重くなるという矛盾がある。

三、自動車メーカー等に負担を求める方法には、その相当部分が低公害車である新車の購入者のみに転嫁され、汚染寄与度の高い使用過程車——中古車を捕捉できない。

以上の三点の事情から、本制度独自の費用徴収の制度を導入することは現状では困難であると判断したわけでありました。

〔理事矢田部理君退席、理事原文兵衛君着席〕したがって、改善の策として、既存の自動車関

係税制を通じて負担を求めるには、自動車重量税が自動車保有に着目した国税としては唯一のものであります。また、この税目は、もとより自動車の走行が社会に多くの負担をもたらしていることへの対処を一つの理由として導入されたものであることから、当面この税率の一部を引き当てる措置を継続することが妥当であると考えられるわけでありました。

もっとも、この措置は現状ではやむを得ないとしても、負担が全国一律のものとなるなど、汚染者負担の原則においては十分な満足のいくものではない点は認められますが、今後のあり方については、公害費用負担のあり方全般との絡みや、自動車にかかわるものもろの負担全体の関連で、引き続き検討を加えるべきものであると考えます。

以上をもって公害健康被害補償法の一部を改正する法律案に賛成の立場を明確にするとともに、政府におかれまして、今後とも汚染者負担の原則のつとめ、より国民的コンセンサスの得られるような負担方法を検討されることを希望して、賛成討論を終わります。

○矢田部理君 私は、日本社会党を代表して原案に賛成、修正案に反対の立場で討論を行います。

内容に入る前に、きょう理事会等でも問題になったわけでありまして、小沢環境庁長官が不当にも選挙の審査に干渉するような事態が起こりました。現職の大任が、大変微妙な問題を抱えて審査をしている選挙管理委員会へ電話をするところ自体問題でありますけれども、伝えられるところによりますれば、選挙無効にしないでくれという、内容にまで干渉するという、非常に責任問題にも及ぶ重要な言動をとられたという点について、きわめて遺憾であります。私もその責任を徹底的に追及しなければならぬし、辞任もしくは罷免の問題まで発展をさせなければならぬと考えているわけでありまして、きょうは緊急異常の事態のもとで開かれた委員会でありまして、その責任追及の問題は後日に留保をいたしまして、内容の討論を行いたいと思っております。

今回提案をされました公害健康被害補償法の一部を改正する法律案については、第一に汚染の原因者負担の原則が確立されておられません。すでに指摘がありましたように、重量税の一部を引き当てるなどということでは、従来、本委員会等が審議をしてきた経過も踏まえられておりませんし、そういう点では、内容には非常に多くの問題がこの法案はあるということを指摘しておきたいと思えます。私どもは移動発生源についても汚染原因者負担の原則を貫徹すべきだと考えておりますし、その点が第一であります。

二番目は、本法案ではいまだに被害者の補償が不十分であります。平均賃金の八割を補償するというやり方では、深刻な健康被害等を十分に償うことができません。そういう点で、平均賃金の八割ではなく、慰謝料等も含めて完全補償の制度を確立すべきだと、この点でもきわめて本法案は不十分でありますし、同時に、転地療養者等のための施設の充実など、福祉の強化についても特段の注意を払う必要があるだろうというふうに考えています。

三番目は、都市における複合汚染対策の問題であります。窒素酸化物、炭化水素、オキシダン、光化学スモッグ等の影響についても、その汚染の状況を早急に調査をし、地域指定を速やかに行うとともに、SO<sub>x</sub>等を含めて現に健康被害を受けている人たちが補償の対象にならないというような事態のないように十分に心しかかるべきだというふうに考えています。とりわけ東京四区、東京の中でも四区はいまだこの地域指定等も行われていないため放置されているという事態を重視して、今後の行政の運用に当たっては十分配慮をされるよう強く要望しておきたいと思えます。

次の問題点といたしましては、この補償法の全体的な拡大をやるべきだと考えています。拡大の一つは指定疾病の追加であります。大気汚染の影響による疾病について、目、鼻、咽喉等の被害についても指定を拡大追加すべきだと考えておりますし、同時に、騒音、振動等については除外をさ

れておりますけれども、それによる被害についても健康被害だけではなく財産的な損害も含めて補償制度を拡充する必要があると考えております。これらの点でも本法案はきわめて不十分であります。

さらにもう一つつけ加えなければならないわけでありまして、どんなに補償が確立をされても、それはあくまでも事後対策でありまして、発生源そのものに対する規制あるいはまた予防を強化をしていかなければ基本的な解決にはならないということを含めて銘記をしておくべき必要があるだろうと思えます。同時に、一定の金額さえ払えば免責をされるのだというような過ちを犯してはならないというふうに私どもは考えています。その点についても特に私どもは強調しておきたいと考えています。

以上、短時間でありますので十分ではありませんが、幾つかの問題点を指摘いたしました。そういう点で非常に内容的には問題が多いわけでありまして、基本の問題として移動発生源についても汚染の原因者負担の原則を

〔理事原文兵衛君退席、委員長着席〕

早急にやっばり確立するための努力を政府に要求しておきたいと思えます。そういう問題点を明らかにしながらも、現実健康被害を受けている被害者の立場を考慮いたしまして、内容的には問題だけれども、結論的には賛成という立場をとることになったことを申し上げておきたいと思えます。

最後に修正案についてであります。修正案はなるほど汚染の原因者負担の原則という立場から考えてみれば非常に重要な視点だろうというふうには考えますけれども、汚染原因者は自動車産業のみにとどまりません。そういう点で全体的に汚染原因者をもう少し詰める必要があるだろうというふうにも考えますし、そこに負担を課した場合にそれが後日価格に転嫁されないかという疑問もないわけではありません。いろいろ専門的、技術的な検討を経た上で私どもも汚染の原因者負担の原則を確立するために努力をしていきたいと考えて

るわけですが、いま申し上げたような点も含めて今後の検討課題として、さしあたりは反対の態度をとることになりました。

以上であります。

○三治重信君 だいたい議題となりました公害健康被害補償法の一部を改正する法律案については賛成をいたします。日本共産党の修正案については反対をいたします。

日本共産党の修正案につきましては、ただいま提案されたのでよく検討はできませんが、やはり自動車製造業者がこの負担を賦課しようとするのはやはり汚染者負担の原則に沿わないのじゃないか、また、ほかとの関連もあっていまだ少し検討を要する問題だと考えます。したがって、さしあ

たつてまだ十分私どもの方としてこの審議ができませんので反対の態度をとらしていただきます。この大気汚染による健康被害を受けた人々に対する補償給付に必要な費用に充てるためのこの附則十九条の二が効力を失うのをさらに二年延長しようとするものでありますから、緊急やむを得ないものとして賛成をいたす次第であります。

この汚染者負担の原則が非常にやかましく言われておりますけれども、自動車排気ガスによる健康被害については、まだ十分にその程度、その実態が解明されておらずと判断するものであります。したがって、政府におきましては精力的にこの自動車排気ガスによる健康被害を調査をして、そしてこの地域指定、ことに第一種の地域におきましてその結論を急がれることが必要ではないかと思えます。そして固定発生源につきましても、単位排出量当たりの賦課金額の割合が第一種地域におきまして指定地域九割、非指定地域一割の負担というふうに九割一割になっております。ところが、この自動車の方の移動発生源は、まあ十分検討の結論が得られないということで、そういう地域による負担割合の差が全然なくして、いわゆる自動車重量税から、自動車重量税の収入の一部を、必要の金額である全体のこの負担の割合である二割分を補償しよう、こういうものであり

ますから、ちょっとやっつけ仕事の感がある。さらにこれを二年ということでは、政府においても二年で結論を出そうという決意のあらわれだと思えますので、したがって特にそれまでにいままでのこの公害補償の理論として実際とをいまだ少し調和をといいますが、筋の立つものではないといかないと、かように考えるものであります。

そして、まあ蛇足かも知れませんが、この汚染者負担の原則と公害による健康被害の補償とを余り直結的に結びつけないで、むしろやはり公害による健康被害の補償手段、この健康被害による人々の補償というものを、やはりもう少し無過失損害賠償理論によって十分して、その費用を各その発生産業、また事業者負担をさせる、こういうことでやっつて、大気の固定発生源のように地域によって負担が余り違うということとは、これはやはりいまだ負担の金額が少いというちいはいかと思えますけれども、やはり相当こういう健康被害による無過失の補償を広げていきますと、その負担というものを余り汚染者負担にこだわって負担者を限定するということは、その相接の原因者だけが、原因者が特にこの費用の負担に耐えられないような事態も必ずこれから出てくるのではないかと、かように考えている次第でございます。

したがって、この費用の負担は、そういう大気汚染をする産業に幅広く、余り一律であるのと余り極端というものの調和をとった負担の方法を考えて結論を出していただきたいことを希望いたします。私の討論といたします。

○委員長(藤田進君) 他に御意見もないようでありまして、討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。

まず、各脱君提出の修正案の問題に供します。各脱君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 少数と認めます。よって、各脱君提出の修正案は否決されました。公害健康被害補償法の一部を改正する法律案を

問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十分散会

〔参照〕

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案に対する修正案

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第十九条の二(見出しを含む。)の改正に関する部分を次のように改める。

附則第十九条の二の次に次の一条を加える。  
(昭和五十一年度及び昭和五十二年における特例)

第十九条の三 昭和五十一年度及び昭和五十二年において、協会は、第四十八条の規定による納付金のうち、第四條第一項の規定に係る認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用並びに第一種地域に係る指定疾病による被害に關して行い公害保健福祉事業に要する費用で大氣の汚染の原因である物質を排出する自動車に係る分に充てるためのもの並びに協会が行う事務の処理に要する費用の一部に充てるため、自動車の製造者(自動車を輸入する者を含む。以下第六項までにおいて同じ。)から、毎月、自動車賦課金を徴収する。

2 自動車の製造者は、自動車賦課金を納付する義務を負う。

3 自動車の製造者から徴収する自動車賦課金の額は、自動車の種別、構造、総排気量、第五十二條第一項の政令で定める各物質ごとの排出量等を勘案して政令で定める自動車の区分ごとに、自動車一台当たりの賦課金額にその月において当該製造者が当該製造に係る製造場から移出(輸出のための移出を除く。)をした自動車の台数(自動車を輸入する者については、保税地域から引取りをした台数)を乗じて得た額の合計額とする。

4 前項の自動車一台当たりの賦課金額は、第三條第一項に掲げる補償給付の種類ごとの受給者見込数及び平均受給金額の見込額その他の事項に基づき算定した第一項に規定する費用に充てるための自動車賦課金の総額として当該年度において必要であると見込まれる金額と前項の政令で定める自動車の区別ごとの当該年度における自動車の製造場からの移出(輸出のための移出を除く。)の見込台数(保税地域からの引取りをする見込台数を含む。)を基礎として、同項の政令で定める自動車の区別に従い、政令で定める。

5 前二項における移出、引取り、製造者、製造場その他の用語の意義及びその用法については、物品税法(昭和三十一年法律第四十八号)における物品税を課する場合の用語の意義及びその用法の例に準じて、政令で定める。

6 自動車の製造者は、毎月、自動車賦課金を、総理府令、通商産業省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その翌月の末日までに協会に納付しなければならない。

7 第五十五條第二項から第五項まで及び第五十六條から第六十一條までの規定は、自動車賦課金について準用する。この場合における技術的読替えについては、政令で定める。

8 協会は、第八十八條各号に掲げる業務のほか、自動車賦課金の徴収の業務(これに附帯する業務を含む。)を行う。この場合において、

第八十九條第一項、第九十一條及び第百五十條第三号の規定の適用については、第八十九條第一項中「前条第一号に掲げる業務(汚染負荷量賦課金及び特定賦課金)とあるのは、附則第十九條の三第八項に規定する業務(自動車賦課金)と、ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあるのは、「自動車の製造者(自動車輸入者を含む。以下第九十一條中「第八十八條第一号に掲げる」とあるのは「附則第十九條の三第八項に規定する」と、

「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあるのは、「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあり、「ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者」とあるのは、「自動車の製造者(自動車輸入者を含む。以下第九十一條中「第八十八條第一号に掲げる」とあるのは「附則第十九條の三第八項に規定する」と、

「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあるのは、「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあり、「ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者」とあるのは、「自動車の製造者(自動車輸入者を含む。以下第九十一條中「第八十八條第一号に掲げる」とあるのは「附則第十九條の三第八項に規定する」と、

「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあるのは、「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあり、「ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者」とあるのは、「自動車の製造者(自動車輸入者を含む。以下第九十一條中「第八十八條第一号に掲げる」とあるのは「附則第十九條の三第八項に規定する」と、

「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあるのは、「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあり、「ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者」とあるのは、「自動車の製造者(自動車輸入者を含む。以下第九十一條中「第八十八條第一号に掲げる」とあるのは「附則第十九條の三第八項に規定する」と、

「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあるのは、「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあり、「ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者」とあるのは、「自動車の製造者(自動車輸入者を含む。以下第九十一條中「第八十八條第一号に掲げる」とあるのは「附則第十九條の三第八項に規定する」と、

第九 自動車賦課金に関する第百四十一條第一項の規定の適用については、同項中「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあり、「ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者」とあるのは、「自動車の製造者(自動車輸入者を含む。以下第九十一條中「第八十八條第一号に掲げる」とあるのは「附則第十九條の三第八項に規定する」と、

「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあるのは、「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあり、「ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者」とあるのは、「自動車の製造者(自動車輸入者を含む。以下第九十一條中「第八十八條第一号に掲げる」とあるのは「附則第十九條の三第八項に規定する」と、

「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあるのは、「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあり、「ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者」とあるのは、「自動車の製造者(自動車輸入者を含む。以下第九十一條中「第八十八條第一号に掲げる」とあるのは「附則第十九條の三第八項に規定する」と、

「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあるのは、「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあり、「ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者」とあるのは、「自動車の製造者(自動車輸入者を含む。以下第九十一條中「第八十八條第一号に掲げる」とあるのは「附則第十九條の三第八項に規定する」と、

「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあるのは、「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあり、「ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者」とあるのは、「自動車の製造者(自動車輸入者を含む。以下第九十一條中「第八十八條第一号に掲げる」とあるのは「附則第十九條の三第八項に規定する」と、

「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあるのは、「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあり、「ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者」とあるのは、「自動車の製造者(自動車輸入者を含む。以下第九十一條中「第八十八條第一号に掲げる」とあるのは「附則第十九條の三第八項に規定する」と、

「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあるのは、「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあり、「ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者」とあるのは、「自動車の製造者(自動車輸入者を含む。以下第九十一條中「第八十八條第一号に掲げる」とあるのは「附則第十九條の三第八項に規定する」と、

「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあるのは、「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあり、「ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者」とあるのは、「自動車の製造者(自動車輸入者を含む。以下第九十一條中「第八十八條第一号に掲げる」とあるのは「附則第十九條の三第八項に規定する」と、

「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあるのは、「ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者」とあり、「ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者」とあるのは、「自動車の製造者(自動車輸入者を含む。以下第九十一條中「第八十八條第一号に掲げる」とあるのは「附則第十九條の三第八項に規定する」と、

五三八 高岸秀三外五百二十四名  
紹介議員 浜本 万三君

瀬戸内海と海田湾の浄化並びに周辺住民の生活環境をまもるため国は、海田湾周辺の生活環境に重大な悪影響を及ぼし、瀬戸内海をこれ以上破壊する海田湾埋立計画を認可しないこと。

理由

巨大な海田湾埋立計画による瀬戸内海の汚染と環境破壊については、既に日本科学者会議や地元住民組織が次のように指摘している。

一、埋立地内の汚水、背後地からの汚水、東部浄化センターの汚水が合流し、海田湾そのものはドブ河と化し、広島湾全域の汚染源となる。こうして魚の産卵場、稚魚の生育の場を奪い、瀬戸内海全域の水産資源にも大きな被害を与える。

二、工場からの亜硫酸ガス、自動車排気ガスは激増し、海田湾周辺地域のみならず、広範囲にわたる大気は汚染され、生活環境は、いま以上に悪化する。

三、埋立地周辺には、ゼロメートル地帯があり、集中豪雨、台風、高潮のとき、いま以上に水害の危険は大きくなる。

これらの問題について、広島県当局は、誠実にこたえようとせず、非科学的な環境アセスメント(事前評価)を材料に、埋立を強行しようとしており、この姿勢は「瀬戸内海環境保全臨時措置法」の精神に逆行するものである。

二月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、瀬戸内海を汚染し、生活環境を破壊する海田湾埋立計画の中止に関する請願(第五五号)

田湾埋立計画の中止に関する請願(第五五号)

第五五号 昭和五十一年一月二十七日受理  
瀬戸内海を汚染し、生活環境を破壊する海田湾埋立計画の中止に関する請願

請願者 広島県安芸郡海田町南堀川町一、

環境に対する影響の事前評価による開発事業等の規制に関する法律案  
環境に対する影響の事前評価による開発事業等の規制に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 開発事業等規制委員会(第三条・第四

第三章 開発事業等の規制(第五条―第十三

第四章 環境影響事前評価の手續等

第一節 環境影響事前評価の手續(第十四

第二章 認可を受けた開発事業等の調査(第

第五章 雑則(第四十二条―第四十九条)

第六章 罰則(第五十条―第五十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、開発事業等の実施又は開発

事業等の完成後の施設の使用により開発事業等

の実施の過程において又は将来において生ずる

環境に対する影響の事前評価の手續を整備し、

その事前評価の結果に基づいて開発事業等を規

制することにより、環境の汚染又は破壊を予防

し、もつて良好な環境を確保することを目的と

する。

(定義)

第二条 この法律において「開発事業等」とは、

九号) 第二条第一項に規定する土地区画整理

事業(同条第二項の規定により土地区画整理

事業に含まれるものとされる事業を含む。)

四 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第

百三十四号) 第二条第一項に規定する新住宅

市街地開発事業(同条第二項の規定により新

住宅市街地開発事業に含まれるものとされる

事業を含む。)

五 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八

号) 第二条第一号に規定する市街地再開発事

業

六 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八

十六号) 第二条第一項に規定する新都市基盤

整備事業

七 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七

号) 第一条第一項に規定する公有水面又は政

令で定めるその他の水面の埋立て又は干拓

八 飛行場の新設又は改築、修繕その他の変更

(以下この項において「新設等」という。)

九 鉄道、軌道(軌道に準ずべきものを含む。)

又は索道の新設等

十六 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規

制に関する法律(昭和三十二年法律第六十

六号) 第三条第二項第二号に規定する製錬施

設、同法第十三条第二項第二号に規定する加

工施設、同法第二十三條第二項第五号に規定

する原子炉施設又は同法第四十五條第一項に

規定する再処理施設の新設等

十七 石油業法(昭和三十七年法律第二百十八

号) 第二条第三項に規定する特定設備の新設

等

十八 石油パイプライン事業法(昭和四十七年

法律第五号) 第五条第二項第二号に規定す

る事業用施設の新設等

十九 河川法(昭和三十九年法律第六十七

号) 第八条に規定する河川工事

二十 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八

号) 第二条第七項に規定する港灣工事

二十一 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十

九号) 第三条第一項に規定する鉱物の試掘又

は採掘

二十二 前各号に掲げるもののほか、政令で定

める事業又は政令で定める施設の新設等

2 この法律において「開発事業等の完成後の施

設の使用」とは、開発事業等の完成後の施設

の使用又は土地(その土地に設けられる施設

でその開発事業等を実施するに際して予定され

ているものを含む。第六条において同じ。)

使用(前項第二十一号に掲げる開発事業等に

つては、これに付随してその鉱区若しくは租

区又はその付近において行つた選鉱及び製錬。同

条において同じ。)

3 この法律において「環境影響事前評価」と

は、開発事業等について、その実施前に、関係

地域の自然的社会的諸条件を調査し、その調査

の結果及び開発事業等の実施に関する計画(以

下「事業計画」という。)

に基づき、開発事業

等の実施(開発事業等に関連する工事の実施を

含む。以下同じ。)

又は開発事業等の完成後の

施設の使用により開発事業等の実施の過程にお

いて又は将来において生ずる環境に対する影響

を予測し、あわせて事業計画に含まれる環境に

対する悪影響の防止策及び事業計画の代替案を

検討して、評価することをいう。

第二章 開発事業等規制委員会

(開発事業等規制委員会)

第三条 環境影響事前評価の結果に基づき開発事

業等を規制することにより、良好な環境を確保

するため、別に法律で定めるところにより、内

閣総理大臣の所轄の下に、両議院の同意を得て

任命される委員七人をもつて組織する開発事業

等規制委員会(以下「委員会」という。)

を置く。

(環境影響事前評価審査会)

第四条 環境影響事前評価を行わせるため、前条

の法律で定めるところにより、委員会に、その

機関として、環境に関し学識経験のある者のう

ちから両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命

する審査員五十人をもつて組織する環境影響事

前評価審査会(以下「審査会」という。)

を置く。

第三章 開発事業等の規制

(事業計画の認可)

第五条 開発事業等を実施する者は、当該事業計

画について、開発事業等規制委員会規則(以下

「委員会規則」という。)

で定めるところによ

り、委員会の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、非常災害のために必要な応急

措置として行つた開発事業等については、適用し

ない。

(事業計画に定めるべき事項)

第六条 前条第一項の事業計画には、当該開発事

業等について、次に掲げる事項を定めなければ

ならない。

一 実施区域

二 設計の内容

三 実施方法

四 実施期間

五 委員会規則で定める開発事業等にあつて

は、

五

は、その目的又は対象である施設又は土地の使用に係る用途

六 その他委員会規則で定める事項

2 前条第一項の事業計画においては、当該開発事業等の実施又は当該開発事業等の完成後の施設の使用によつて生ずると予測する環境に対する悪影響の防止策をあわせて定めることができる。

(認可の申請)

第七条 第五条第一項の認可の申請は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び住所

二 事業計画

2 前項の認可申請書には、当該開発事業等の実施区域及びその周辺の状況を示す図面その他委員会規則で定める環境影響事前評価のために必要な書類を添付しなければならない。

3 第一項の認可申請書には、事業計画の代替案を記載することができる。

(認可の基準)

第八条 委員会は、次章第一節の規定により審査会が行う環境影響事前評価の結果に基づき、当該事業計画による開発事業等の実施又は開発事業等の完成後の施設の使用によつて、環境保全基本法(昭和五十一年法律第 号)第三条に規定する良好な環境(以下単に「良好な環境」という。)の確保に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第五条第一項の認可をしてはならない。

(事業計画の変更)

第九条 第五条第一項の認可を受けた事業計画(この項の規定により変更した後の事業計画を含む。以下同じ。)は、委員会の認可を受けて変更することができる。

2 前二条の規定は、前項の認可について準用する。

(開発事業等に係る事業の譲渡等)

第十条 事業計画又はその変更につき第七条第一項(前条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により認可を申請し若しくはこれにつき認可を受けた開発事業等に係る事業の譲渡があり、又はその開発事業等を実施しようとし若しくは実施する者について相統若しくは合併があつたときは、その開発事業等に係る事業を譲り受けた者又は相統人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人(次項において「承継人」という。)は、当該事業計画又はその変更につき第七条第一項の規定により認可を申請し又はこれにつき認可を受けたものとみなす。

2 承継人は、遅滞なく、前項の譲渡、相統又は合併があつた旨を委員会に届け出なければならない。

(監督処分)

第十一条 委員会は、第四十一条第一項の規定により審査会の行う調査の結果に基づき、開発事業等の実施又は開発事業等の完成後の施設の使用により良好な環境の確保に支障を生じていると認めるとき又は生ずるおそれがあると認めるときは、事業者(開発事業等を実施する者をいう。以下同じ。)に対し、当該開発事業等の実施の停止若しくは当該事業計画の変更を命じ、若しくは第五条第一項の認可を取り消し、又は相当の猶予期限を定めて原状回復その他の必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

第十二条 委員会は、第五条第一項の規定に違反して開発事業等を実施する者に対し、当該開発事業等の実施の中止を命じ、又は相当の猶予期限を定めて原状回復その他の必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(公開による聴聞)

第十三条 委員会は、前二条の規定による処分(第十一条の規定による停止命令及び前条の規定による中止命令を除く。)をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当の期間において予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

ればならない。ただし、当該処分に係る者が、正当な理由がなくて聴聞に応じないときは、聴聞を行わないで、処分をすることができる。

第四章 環境影響事前評価の手續等

第一節 環境影響事前評価の手續

(認可申請書の送付)

第十四条 委員会は、第七条(第九条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の認可申請書を受理したときは、その事業計画による開発事業等について環境影響事前評価を行わせるため、速やかに、第七条の認可申請書及びその添付書類の写しを審査会に送付するものとする。

(公告及び縦覧)

第十五条 審査会は、前条の写しを受け取つたときは、その旨を公告し、当該公告の日から二週間その写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

2 審査会は、前項の規定による公告をするともに、関係地域(当該開発事業等の実施又は当該開発事業等の完成後の施設の使用によりその環境に対して影響が生ずると認められる地域をいう。以下同じ。)をその区域に含む市町村(都の特別区の存する区域にあつては、特別区。以下同じ。)の長に当該写しを送付しなければならない。

3 市町村の長は、前項の写しを受け取つたときは、直ちに、その旨を公告し、当該公告の日から二週間当該写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

(参与人)

第十六条 第七条第一項の規定により認可を申請した者(以下「申請人」という。)及び関係地域に係る住民は、前条第一項の規定による公告の日から審査の終結までの間に書面をもつて審査会に申し出て、当該環境影響事前評価の手續に参与人として参与することができる。環境の保全を目的とする団体(法人格のない団体にあつては、その代表者)も、同様とする。

2 前項の場合において、審査会は、その申出をした者が明らかに同項に掲げる者に該当しないと認めるときは、その申出を却下することができる。

(代表参与人の選定)

第十七条 開発事業等の実施又は開発事業等の完成後の施設の使用について共同の利益を有する多数の参与人は、その中から、全員のために環境影響事前評価の手續において代表者となる一人又は数人(以下「代表参与人」という。)を選定することができる。

2 前項の代表参与人を選定した者(以下「選定者」という。)は、その選定を取り消し、又は変更することができる。

3 第一項の規定による代表参与人の選定並びに前項の規定によるその取消し及び変更は、書面をもつて疎明しなければならない。

4 代表参与人を選定したときは、選定者は、環境影響事前評価の手續から当然脱退する。

(代表参与人の選定命令)

第十八条 共同の利益を有する参与人が著しく多数であり、かつ、代表参与人を選定することが適当であると認めるときは、審査会は、当該共同の利益を有する参与人に対し、相当の期間を定めて、代表参与人の選定を命ずることができる。

2 審査会は、前項の規定による命令を取り消し、又は変更することができる。

(審査会による代表参与人の選定)

第十九条 審査会は、前条第一項の規定による命令を受けた者のうち代表参与人を選定しない者がある場合において、これらの者について、代表参与人を選定しなければ環境影響事前評価の手續の進行に支障があると認めるときは、適当と認める者を、その同意を得て、代表参与人に選定することができる。この場合においては、代表参与人としての資格を特定の事項に関する審査に限定することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による代表

3 第一項の規定により代表参加人が選定された場合にあっては、当該代表参加人は、その者のために代表参加人が選定されている者（以下「被代表者」という。）が第十七条第一項の規定により選定したものとみなす。

4 第一項の規定により代表参加人が選定された場合における当該代表参加人と被代表者との間の関係については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百四十四条、第六百四十五条、第六百四十九条、第六百五十条及び第六百五十四条の規定を準用する。

（代理人）

第二十条 参加人（代表参加人を含む。以下同じ。）は、審査会の承認を得た者を代理人とすることができる。

（審査員の除斥）

第二十一条 審査員は、次の各号の一に該当するときは、当該環境影響事前評価に係る職務の執行から除斥される。

一 審査員又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が申請人（法人である場合にあつては、その代表者。次号及び第三号において同じ。）又は参加人（選定者及び被代表者を含む。以下この項において同じ。）（法人である場合にあつては、その代表者。次号及び第三号において同じ。）であり、又はあつたとき。

二 審査員が申請人又は参加人の四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族であり、又はあつたとき。

三 審査員が申請人又は参加人の後見人、後見監督人又は保佐人であるとき。

四 審査員が法人その他の団体である申請人又は参加人の役員であるとき。

五 審査員が審査において参考人又は鑑定人となつたとき。

六 審査員が審査において参加人の代理人であり、又はあつたとき。

七 審査員が当該開発事業等の全部又は一部を請け負う者（法人である場合にあつては、その代表者）であるとき。

2 前項に規定する除斥の原因があるときは、参加人は、除斥の申立てをすることができる。

（審査員の忌避）

第二十二條 審査員について環境影響事前評価の公正を妨げるべき事情があるときは、参加人は、これを忌避することができる。

2 参加人は、審査において審査会に対し書面又は口頭をもつて陳述した後は、審査員を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

（除斥又は忌避の申立てについての決定）

第二十三條 除斥又は忌避の申立てについては、審査会が決定する。

2 除斥又は忌避の申立てに係る審査員は、前項の規定による決定に関与することができない。ただし、意見を述べることができない。

3 第一項の規定による決定は、文書をもつて行い、かつ理由を付さなければならない。

（手続の停止）

第二十四條 審査会は、除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての決定があるまで当該環境影響事前評価の手続を停止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

（回避）

第二十五條 第二十一条第一項に規定する除斥の原因又は第二十二條第一項に規定する忌避の原因がある場合においては、審査員は、審査会の許可を受けて、回避することができる。

（調査事項等の決定等）

第二十六條 審査会は、第十四條の写しの送付を受けたときは、速やかに、当該開発事業等についての環境影響事前評価に必要となる調査事項及びその調査方法（調査期間を含む。以下同じ。）を定め、その内容を記載した書面を参加

人に送付しなければならない。

2 審査会は、前項の規定により調査事項及びその調査方法を定めたときは、その旨を公告し、当該公告の日から二週間その内容を記載した書面を公衆の縦覧に供しなければならない。第十五条第二項及び第三項の規定は、この場合について準用する。

3 審査会は、第一項の規定により定めた調査事項及びその調査方法を変更したときは、直ちに、その内容を記載した書面を参加人に送付しなければならない。

4 第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第二十七條 参加人は、審査会がした前条第一項又は第三項の規定による調査事項又はその調査方法の決定又は変更について、審査会に対し、異議を申し立てることができる。

2 審査会は、前項の規定による申立てについての決定を申立人に通知するとともに、その決定を公表しなければならない。

（調査等）

第二十八條 審査会は、第二十六條第一項の規定により調査事項及びその調査方法を定めたときは、速やかに、これに従つて調査を行う。同条第三項の規定により調査事項又はその調査方法を変更したときも、同様とする。

2 審査会は、必要があると認めるときは、審査員又は専門調査員に前項の調査を行わせることができる。

3 審査会又は審査員若しくは専門調査員は、前二項の規定により調査を行う場合において必要があるとき、必要と認めるときは、必要な場所に入り、書類、土地その他の物件を検査することができる。

4 前項の規定により立入検査をする審査員又は専門調査員は、その身分を示す証書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 審査会は、第一項の調査を終了したときは、速やかに、その調査の結果を記載した書面を参

与人に送付しなければならない。

6 第二十六條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（審査の開始）

第二十九條 審査会は、当該事業計画による開発事業等について前条第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、審査を開始しなければならない。

（審査の公開）

第三十條 審査は、公開して行う。

第三十一條 審査会は、審査の期日及び場所を定め、参加人に期日の一週間前までに通知しなければならない。

2 審査会は、前項の規定により審査の期日及び場所を定めたときは、事業の要旨並びに審査の期日及び場所を公告するとともに、その旨を関係市町村の長に通知しなければならない。第十五条第三項の規定は、この場合について準用する。

（審査の主宰等）

第三十二條 審査は、審査長が主宰する。

2 審査長は、審査の秩序維持のために必要な処分をすることができる。

（参加人の陳述等）

第三十三條 参加人は、審査の期日において、審査に立ち会い、意見を陳述し、及び書類その他の物件を提出し、並びに他の参加人に意見の陳述を求めることができる。

（参考人の陳述及び鑑定等の要求）

第三十四條 審査会は、参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人として出頭を求めて陳述させ、又は鑑定をさせることができる。この場合においては、参加人も、その参考人に陳述を求めることができる。

（物件の要求）

第三十五條 審査会は、参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された

物件を留め置くことができる。

(立入検査)

第三十六条 審査会は、参与人の申立てにより又は職権で、必要な場所に立ち入つて、書類、土地その他の物件を検査することができる。

(調書)

第三十七条 審査会の職員で審査会があらかじめ指定する者は、審査に立ち会い、調書を作成しなければならない。

2 何人も、委員会規則で定める手続に従い、前項の調書閲覧することができる。

3 参与人その他第十六条第一項に掲げる者は、審査会に対し、調書の謄写を求めることができる。

(審査の終結)

第三十八条 審査会は、事案が環境影響事前評価をするのに熟したと認めるときは、審査の終結を参与人に通知しなければならない。

2 審査会は、必要があるときは、前項の通知をした後であつても、参与人の申立てにより又は職権で、審査を再開することができる。

(環境影響事前評価)

第三十九条 審査会は、審査を終結したときは、文書をもつて環境影響事前評価を行う。

2 環境影響事前評価には、環境影響事前評価の理由を付し、かつ、審査員がその文書に署名押印しなければならない。

3 審査会は、第十四条の認可申請書及びその添付書類の写し、第二十八条第五項の書面並びに第三十七条第一項の調書に記載された事項以外の事項を環境影響事前評価の資料としてはならない。

(環境影響事前評価の通知等)

第四十条 審査会は、環境影響事前評価を行ったときは、参与人に、その旨を通知し、その文書の写しを送付するとともに、委員会に、その旨を通知し、その文書を送付しなければならない。

2 第二十六条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第二節 認可を受けた開発事業等の調査

第四十一条 審査会は、第五条第一項の認可を受けた事業計画による開発事業等について、第十六条第一項に掲げる者の申立てにより又は職権で、当該開発事業等の実施又は当該開発事業等の完成後の施設の使用により生じた、又は生ずると予想される環境に対する影響を調査することができる。

2 第二十八条第二項から第四項までの規定は、前項の調査について準用する。

3 委員会は、第一項の調査に当たつて、審査会の求めに応じ、第八条に規定するおそれの生ずることを防止するために必要があると認めるときは、当該事業者に対し、相当の期間を限つて、当該開発事業等の実施を停止すべき旨を命ずることができる。

第五章 雑則

(費用の負担)

第四十二条 審査会の環境影響事前評価に要する費用は、別に法律で定めるところにより、申請人が負担するものとする。

(不服申立ての制限)

第四十三条 第二十七条第一項の規定によるもののほか、審査会又は審査長が環境影響事前評価の手続に関与した処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

(訴えの提起)

第四十四条 審査会のした環境影響事前評価に不服がある第十六条第一項に掲げる者は、第四十条第二項において準用する第二十六条第二項の規定による公告の日から一月以内に、審査会を被告として、東京高等裁判所に訴えを提起することができる。

第四十五条 前条の規定によるもののほか、審査会又は審査長が環境影響事前評価の手続に関与した処分については、第十六条第二項の規定による却下及び第二十七条第一項の規定による異議の申立てについての決定に対してする場合を除き、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)による訴えを提起することができる。

を除き、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)による訴えを提起することができる。

第四十六条 第五条第一項又は第九条第一項の認可に関する処分に係る取消訴訟においては、環境影響事前評価の違法を理由として取消しを求めることができない。ただし、第十六条第一項に掲げる者以外の者については、この限りでない。

2 前項の規定は、取消訴訟以外の抗告訴訟について準用する。

(試験研究の体制の整備等)

第四十七条 国は、環境影響事前評価をより的確に行うことができるようするため、環境影響事前評価に関し、試験研究の体制の整備、手法の開発、専門的技術者の養成等必要な措置を講じなければならない。

(経過措置)

第四十八条 第二条第一項第七号又は第二十二号の規定に基づき、政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(経過措置に関する罰則を含む。)を定めることができる。

(委員会規則への委任)

第四十九条 この法律に定めるもののほか、開発事業等の規制、環境影響事前評価の手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

第六章 罰則

第五十条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の規定に違反した者  
二 第十一条又は第十二条の規定による命令に違反した者

第五十一条 第四十一条第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条第三項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十六条の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第三十四条の規定による審査会の処分に対する虚偽の陳述をし、又は鑑定をせず、若しくは虚偽の鑑定をした者

三 第三十五条の規定による審査会の処分に対する虚偽の陳述をし、又は鑑定をせず、若しくは虚偽の鑑定をした者

第五十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十条、第五十一条又は前条第一号若しくは第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第五十四条 第三十二条第二項の規定による審査長の処分に対する違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第五十五条 第十条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、開発事業等規制委員会設置法(昭和五十一年法律第 号)の施行の日から二十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に開発事業等を実施している者は、この法律の施行の日から十日以内に、第七条の規定による認可申請書に準じて委員会規則で定める事項を記載した届出書及び同条第二項に準じて委員会規則で定める添付書類を委員会に提出しなければならない。

3 第四章第一節及び第四十二条から第四十五条までの規定は、前項の規定による届出書及びその添付書類の提出があつたときについて準用する。

4 委員会は、届出開発事業等（前項の規定によつて審査会が行う環境影響事前評価を受けた開発事業等をいう。以下同じ。）につき、前項の規定によつて審査会が行う環境影響事前評価の結果に基づき、届出開発事業等の実施又は届出開発事業等の完成後の施設の使用により良好な環境の確保に支障を生じていると認めるとき又は生ずるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、第十一条の例により命令をすることができ、第十三条の規定は、この場合について準用する。

5 第十条の規定は、附則第二項の規定により届出書及びその添付書類を提出した事業者及び届出開発事業等を行う者の地位の承継について準用する。

6 第十一条、第十三条及び第四十一条の規定は、届出開発事業等について準用する。

7 第十二条及び第十三条の規定は、附則第二項の規定による届出書及びその添付書類の提出をしないで開発事業等を実施する者について準用する。

（経過措置に関する罰則）

8 附則第四項、附則第六項において準用する第十一条又は前項において準用する第十二条の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

9 附則第六項において準用する第四十一条第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

10 附則第二項の規定による届出書及びその添付書類の提出をせず、又は虚偽の届出書若しくはその添付書類の提出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

11 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の罰金刑を科する。

12 附則第五項において準用する第十条第二項の

規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

（関係法律の整理）

13 この法律の施行に伴う関係法律の整理については、別に法律で定める。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、三千万円の見込みである。

二月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、瀬戸内海を汚染し、生活環境を破壊する海田湾埋立計画の中止に関する請願（第一二〇号）

第一二〇号 昭和五十一年二月二日受理

瀬戸内海を汚染し、生活環境を破壊する海田湾埋立計画の中止に関する請願

請願者 広島市瀬野川町畑賀二八七ノ一

佃春人外五百十二名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第五五号と同じである。

三月三十日本委員会に左の案件を付託された。

一、公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第一百一号）の一部を次のように改正する。

附則第十九条の二（見出しを含む。）中「及び昭和五十年年度」を「昭和五十二年年度までの間」に改める。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

第七十六回国会公害対策及び環境保全特別委員会  
会議録第三号中正誤

ページ 段行 誤

五 四 三 塩ビレモノマー 塩ビレモノマー

六 一 二 成分に 成分が

二 七 中除 中途

八 一 六 グットリッチ グッドリッチ

九 一 五 ストレート スレート

二 一 五 そのもの そのもの

二 七 溶器 容器

四 八 九 おります おきます

二 七 一日 五日

三 二 二期 一期

三 一 六 若干 若干

二 六 三 記法権 司法権

三 二 実績 実績

二 九 九 たった たった

二 九 一 六 ダイナ ダイナ

四 四 三 誤

一 三 四 五十年 五十二年

三 四 四 五十年 五十二年

二 二 四 害公庁 官公庁

第四号中正誤

ページ 段行 誤

一 三 四 五十年 五十二年

三 四 四 五十年 五十二年

二 二 四 害公庁 官公庁

昭和五十一年四月十六日印刷

昭和五十一年四月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局